（公告事項の変更に係る通知の方法）

第三条　法第三条第四項の規定による通知は、別記様式第二号の公告事項変更通知書を送付して行うものとする。

（名簿からの抹消等に係る通知の方法）

第四条　法第三条第五項において準用する同条第四項の規定による通知は、別記様式第三号の名簿抹消通知書又は別記様式第三号の二の決議失効通知書を送付して行うものとする。

第二章　財産凍結等対象者の財産の凍結等の措置

（債務履行禁止命令の方法）

第二十三条　法第十六条第一項の規定による命令（以下「債務履行禁止命令」という。）は、別記様式第十五号の債務履行禁止命令書を交付して行うものとする。

（債務履行禁止命令に係る通知事項）

第二十四条　法第十六条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、債務履行禁止命令をした旨、債務履行禁止命令を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあってはその代表者の氏名、債務履行禁止命令の内容及び有効期間並びに債務履行禁止命令をした理由とする。

（債務履行禁止命令に係る通知の方法）

第二十五条　法第十六条第一項の規定による通知は、別記様式第十六号の債務履行禁止命令通知書を送付して行うものとする。

（仮領置書）

第二十七条　［略］

2　前項の場合において、公安委員会は、当該仮領置に係る規制対象財産を提出した者が財産凍結等対象者（法第九条に規定する財産凍結等対象者をいう。以下同じ。）に代わって当該規制対象財産を管理する者であり、かつ、当該財産凍結等対象者の所在が判明しているときは、当該財産凍結等対象者に対し、前項の仮領置書の写しを送付するものとする。

（財産凍結等対象者を相手方とする行為の制限に係る命令の方法）

第三十六条　［略］

（国家公安委員会への報告事項等）

第三十七条　法第二十三条の国家公安委員会規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一　財産凍結等対象者の氏名又は名称に変更があったと認めたこと。

二　財産凍結等対象者の住所又は所在地に変更があったと認めたこと。

三　財産凍結等対象者の居所地が判明したこと。

四　財産凍結等対象者が規制対象財産（法第九条第一号に規定する規制対象財産をいう。次条の表第四号において同じ。）を取得した（法の規定により取得した場合を除く。次条の表第四号において同じ。）と認めたこと。

五　特定債権（法第九条第五号に規定する特定債権をいう。以下この条及び次条の表において同じ。）が発生したと認めたこと。

（公告事項の変更に係る通知の方法）

第三条　法第三条第二項の規定による通知は、別記様式第二号の公告事項変更通知書を送付して行うものとする。

（名簿からの抹消に係る通知の方法）

第四条　法第三条第三項において準用する同条第二項の規定による通知は、別記様式第三号の名簿抹消通知書を送付して行うものとする。

第二章　公告国際テロリストの財産の凍結等の措置

（支払禁止命令の方法）

第二十三条　法第十六条第一項の規定による命令（以下「支払禁止命令」という。）は、別記様式第十五号の支払禁止命令書を交付して行うものとする。

（支払禁止命令に係る通知事項）

第二十四条　法第十六条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、支払禁止命令をした旨、支払禁止命令を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあってはその代表者の氏名、支払禁止命令の内容及び有効期間並びに支払禁止命令をした理由とする。

（支払禁止命令に係る通知の方法）

第二十五条　法第十六条第一項の規定による通知は、別記様式第十六号の支払禁止命令通知書を送付して行うものとする。

（仮領置書）

第二十七条　［同上］

2　前項の場合において、公安委員会は、当該仮領置に係る規制対象財産を提出した者が公告国際テロリスト（法第九条に規定する公告国際テロリストをいう。以下同じ。）に代わって当該規制対象財産を管理する者であり、かつ、当該公告国際テロリストの所在が判明しているときは、当該公告国際テロリストに対し、前項の仮領置書の写しを送付するものとする。

（公告国際テロリストを相手方とする行為の制限に係る命令の方法）

第三十六条　［同上］

（国家公安委員会への報告事項等）

第三十七条　［同上］

一　公告国際テロリストの氏名又は名称に変更があったと認めたこと。

二　公告国際テロリストの住所又は所在地に変更があったと認めたこと。

三　公告国際テロリストの居所地が判明したこと。

四　公告国際テロリストが規制対象財産（法第九条第一号に規定する規制対象財産をいう。次条の表第四号において同じ。）を取得した（法の規定により取得した場合を除く。次条の表第四号において同じ。）と認めたこと。

五　特定金銭債権（法第九条第五号に規定する特定金銭債権をいう。以下この条及び次条の表において同じ。）が発生したと認めたこと。